

別紙

<北穂谷幼稚園（4・5歳児）>

A～C階層：小学校1年生以上の兄・姉がいない場合
D～F階層：小学校1～3年生の兄・姉がいない場合

		旧保育料		28,500									
階層	区分	コード	施設型給付			従来制度				年間差額	月間差額	説明	
			保育料	特定負担	保護者負担	保育料	年間保育料	年間補助額	保護者負担				
A	第1子	111	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	第2子	122	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	第3子	133	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第1子	166	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第2子以降	177	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
B	第1子	211	0	2,800	33,600	28,500	342,000	442,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	第2子	222	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	第3子	233	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第1子	266	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第2子以降	277	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
C	第1子	311	0	2,800	33,600	28,500	342,000	337,200	4,800	28,800	2,400	特定負担額のみ	
	第2子	322	0	2,800	33,600	28,500	342,000	423,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	第3子	333	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第1子	366	0	2,800	33,600	28,500	342,000	442,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 第2子以降	377	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
D	第1子	411	9,000	2,800	141,600	28,500	342,000	200,200	141,800	0	0	補助なし	
	第2子	422	4,500	2,800	87,600	28,500	342,000	354,200	0	87,600	7,300	差額（特定負担額を含む）	
	第3子	433	0	2,800	33,600	28,500	342,000	477,200	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
E	第1子	511	15,300	2,800	217,200	28,500	342,000	124,800	217,200	0	0	補助なし	
	第2子	522	7,650	2,800	125,400	28,500	342,000	316,000	26,000	99,400	8,283	差額（特定負担額を含む）	
	第3子	533	0	2,800	33,600	28,500	342,000	470,000	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
F	第1子	611	17,700	2,800	246,000	28,500	342,000	96,000	246,000	0	0	補助なし	
	第2子	622	8,850	2,800	139,800	28,500	342,000	256,000	86,000	53,800	4,483	差額（特定負担額を含む）	
	第3子	633	0	2,800	33,600	28,500	342,000	410,000	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	

A～C階層：小学校1年生以上の兄・姉がいる場合
D～F階層：小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

		旧保育料		28,500									
階層	区分	コード	施設型給付			従来制度				年間差額	月間差額	説明	
			保育料	特定負担	保護者負担	保育料	年間保育料	年間補助額	保護者負担				
A	小第2子	144	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	小第3子	155	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第2子	188	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第3子以降	199	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
B	小第2子	244	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	小第3子	255	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第2子	288	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第3子以降	299	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
C	小第2子	344	0	2,800	33,600	28,500	342,000	417,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	小第3子	355	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第2子	388	0	2,800	33,600	28,500	342,000	478,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
	ひひ親等 小第3子以降	399	0	2,800	33,600	28,500	342,000	484,400	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
D	小第2子	444	4,500	2,800	87,600	28,500	342,000	348,200	0	87,600	7,300	差額（特定負担額を含む）	
	小第3子	455	0	2,800	33,600	28,500	342,000	477,200	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
E	小第2子	544	7,650	2,800	125,400	28,500	342,000	310,000	32,000	93,400	7,783	差額（特定負担額を含む）	
	小第3子	555	0	2,800	33,600	28,500	342,000	470,000	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	
F	小第2子	644	8,850	2,800	139,800	28,500	342,000	250,000	92,000	47,800	3,983	差額（特定負担額を含む）	
	小第3子	655	0	2,800	33,600	28,500	342,000	410,000	0	33,600	2,800	特定負担額のみ	

【参考】平成30年度 子ども・子育て支援新制度における大田区の保育料（教育標準時間（1号）認定）

	世帯の階層区分	利用者負担額		
		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	区市町村民税 非課税世帯（均等割額のみ課税世帯を含む）	0円	0円	0円
C	区市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	0円	0円	0円
D	区市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	9,000円	4,500円	0円
E	区市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 256,300円以下	15,300円	7,650円	0円
F	区市町村民税 所得割課税額 256,301円以上	17,700円	8,850円	0円

※小学校3年生までの兄弟がいる場合、その児童を含めて2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料となります。
※8月分までの保育料は平成29年度の区市町村民税額、9月分以降の保育料は平成30年度の区市町村民税額により決定されます。
なお、指定都市における区市町村民税額は、税源移譲前の旧税率により計算します。
※この保育料のほかに、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。詳しくは、各園にお問い合わせください。